

学校の適正規模に関する事例（答申等の事例）

市区町村	適正規模	基本的な方向・方策等	備 考
大阪府	小学校 12学級程度 中学校 12学級程度	<p>○小学校の適正規模</p> <p>①学級集団の組み替えが可能となること。</p> <p>②少なくとも1学年各2学級(12学級)程度の規模が望ましい。</p> <p>○中学校の適正規模</p> <p>①人間関係の固定化が避けられること、カリキュラム編成や指導方法の工夫改善に取り組みやすいこと。</p> <p>②少なくとも1学年各4学級(12学級)程度の規模が望ましい。</p> <p>※平成20年の答申では、上記の答申を再確認。</p>	大阪府学校教育審議会 答申(平成10年5月21日 第2分科会)
高槻市	小学校 12～24学級 中学校 12～24学級	<p>①学校規模の適正範囲は、12学級から24学級まで。</p> <p>②学校規模の許容範囲は、24学級を超えて30学級まで。</p> <p>③12学級未満の小学校は、教育上課題のある「小規模校」と位置づけ、統廃合を含む検討対象とする。</p> <p>④中学校は、当面の生徒数の状況から、統廃合を含む検討対象とはしない。</p> <p>⑤校区は、1中学校区は2小学校区以上からなることが望ましい。</p> <p>⑥同一小学校区からは、できるだけ同一中学校に進学できるような校区調整が望ましい。</p>	市立小中学校の規模等 の適正化について及び 市立養護学校の今後の 在り方について (平成13年5月答申)
大東市	存続の許容範囲 小学校 12学級以上 中学校 9学級以上	<p>○統廃合の原則</p> <p>小学校は12学級(児童数300名程度＝各学年50名程度)以上、 中学校は9学級(生徒数255名程度＝各学年85名程度)以上を、存続の許容範囲とする。 この限度を恒常的に下回るような事態になった場合、ないしは、そうなると確実に予想される場合 には統廃合を行うことを原則とする。</p>	大東市学校統廃合検討 委員会 中間答申 (2007年6月13日)
豊中市	小学校 基準なし 中学校 12～24学級	<p>○小学校</p> <p>児童数が増加傾向にあることや、過小・過大規模校が存在しないこと、地域教育コミュニティの核 としての役割を十分に果たしていること、国の学級数定数の引下げの流れなどを勘案すると、 統廃合については、慎重を期すべきであり、現状の41小学校を維持すべき方向で考えるべき。</p>	教育的視点からみた学校 の適正規模 ～学校の自主性・自立性の 確立と開かれた学校づくり～ (平成15年7月答申)
枚方市	小学校 12～24学級 中学校 12～24学級	<p>○学校規模</p> <p>市立小中学校の適正な学校規模を18学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の 範囲を12学級以上24学級以下とする。</p> <p>○通学区域</p> <p>小学校単位で中学校の通学区域を構成する(「一小一中」)。また、不自然な通学の様態に ついては解消を図る。</p> <p>○適正化の留意事項</p> <p>児童生徒数の現状や推計、余裕教室等の施設との関係、学校施設の改修状況、受入校の施設規模、 通学距離や安全性、隣接校の通学区域との関係。</p>	枚方市学校規模等適正化 基本方針 (平成20年6月)

泉南市	※12～18学級を参考とする	<p>○大規模校の是正 普通学級が25学級以上の学校は速やかに適正化の措置を講じることとし、19学級以上24学級以下の学校は総合的な政策により18学級以下にすることをめざす。</p> <p>○小規模校の是正 6学級未満の学校は速やかに是正措置をとることとし、6学級以上11学級以下の学校は総合的な政策により12学級以上にすることをめざす。</p>	泉南市教育問題審議会答申 (平成20年4月25日)
八尾市	小学校 12～24学級 中学校 12～18学級	<p>○学校規模の定義 小学校・・・11学級以下(小規模校)、12～24学級(望ましい学校規模)、25学級以上(大規模校) 中学校・・・11学級以下(小規模校)、12～18学級(望ましい学校規模)、19学級以上(大規模校)</p> <p>○大規模校に対する方策 ・学校の分離新設 ・通学区域の変更 ・学校施設面、管理運営面の充実</p> <p>○小規模校に対する方策 ・通学区域の変更 ・学校の統廃合 ・施設一体型の小中一貫校</p> <p>○大規模校、小規模校に共通する方策 ・学校選択制 ・調整区域の設置</p>	八尾市立小・中学校の学校規模等について (平成22年7月答申)
東大阪市	小中学校 12～24学級	<p>○小規模校の解消 今後の少子化や地域開発の状況を十分検討した上、通学区域の変更や学校の統廃合により適正化。 〔通学区域を統廃合する原則〕 ア 11学級以下の小規模校で、半数以上の学年で単一学級の状態が長期的に継続している(する可能性がある)状態にあること。 イ 小学校の統合は、原則として、同一中学校の通学区域内(再編を含む)とする。 ウ 原則として1中学校2小学校とする。 エ 統合後の学級数が24学級を超えないものとする。</p> <p>○大規模校の解消 今後の少子化や地域開発の状況を十分検討した上、通学区域の変更により適正化。 〔通学区域を分離・新設する原則〕 ア 31学級以上の過大規模校で、長期的に継続している(する可能性がある)状態にあること。 イ 学校敷地が児童・生徒数に比べ狭小で、施設整備ができないこと。</p>	「学校の適正規模・適正配置について」及び「通学区域について」答申 (平成18年8月)
門真市	小中学校 12～24学級	<p>・小学校区単位で中学校の通学区域とする。 ・適正規模以外の学校は改善の対象校とする。</p>	第1次答申 (平成12年3月)
寝屋川市		<p>・小中一貫教育の推進のため、1中学校区に2小学校を基本に再編。</p>	第27次審議会答申 (平成15年8月)
摂津市	小中学校 12～18学級	<p>・12学級未満は、小規模校と位置づけ、解消を図る。 ・1中学校2小学校を基本に再編。 ・小中一貫教育の推進。</p>	摂津市小中学校適正規模・適正配置計画 (平成17年9月)